

**市第141号議案 令和5年度 横浜市一般会計補正予算（第5号）（関係部分）の概要**

- 1 歳入歳出予算補正（10款 建築費）** **6,868万5千円**
- (1) 1項 建築指導費 **4億6,868万5千円**
- ア 「職員人件費」において、給与改定及び共済費等の増に伴い増額 7,368万5千円
- イ 「急傾斜地崩壊対策事業」において、県が追加実施する急傾斜地崩壊対策工事に係る本市負担分を増額 9,500万円
- ウ 「公共建築物長寿命化対策・安全対応等推進事業」において、区庁舎等市民利用施設の早急に対応が必要な修繕実施に伴い増額 3億円
- (2) 2項 住宅費 **△ 4億円**
- ア 「市営住宅整備事業」において、洋光台住宅の擁壁改修等工事について、工程の見直し等により今年度分の工事の出来高が減少することに伴い減額 △ 4億円
- ※ 併せて、債務負担行為の限度額を変更（「2 債務負担行為補正」参照）

**<表1> 10款 建築費** （単位：千円）

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10款 建築費	27,978,802	68,685	28,047,487
1項 建築指導費	11,846,965	468,685	12,315,650
2項 住宅費	16,131,837	△ 400,000	15,731,837

**2 債務負担行為補正（予算外義務負担の変更）**

工程の見直し等により後年度の支払見込額が増額となるため、予算外義務負担の限度額を変更します。

**<表2>**

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
洋光台住宅擁壁改修等工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	290,000千円	令和6年度	400,000千円

**3 繰越明許費補正****5億6,700万円**

10款1項及び2項において、繰越明許費の設定を行います。

&lt;表3&gt;

(単位：千円)

事業名	設定額	理由
10款1項 急傾斜地崩壊対策事業	95,000	年度内に工事の完了が困難となるため
10款1項 公共建築物長寿命化対策・安全対応等推進事業	300,000	年度内に工事の完了が困難となるため
10款2項 市営住宅計画修繕・入退去業務等委託事業	97,000	年度内に工事の完了が困難となるため
10款2項 住宅施策推進事業	75,000	年度内に補助対象の住替えが困難となるため